

○広島修道大学大学院経済科学研究科 1 年修了に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島修道大学大学院学則第25条の規定に基づき、1 年修了に関し必要な事項を定める。

(優れた業績の基準)

第 2 条 1 年修了に求められる優れた業績の基準は、指導教員の担当する研究指導 8 単位を含む30単位以上の評価が「AA」又は「A」であり、かつ、修士論文の審査及び最終試験において、審査委員及び試験委員の全員が優れていると認めた者とする。

(1 年修了希望届)

第 3 条 1 年修了を希望する学生は、所定の期日までに、指導教員を経て研究科長に所定の様式により書面をもって届け出なければならない。

(研究科委員会での審議)

第 4 条 1 年修了希望者の受入れについては、前条所定の期日後の研究科委員会で諮るものとする。

(事務担当)

第 5 条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第 6 条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

- 1 この細則は、2008年3月6日に制定し、2008年4月1日から施行する。
- 2 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。
- 3 この細則は、2015年9月3日に第5条を改正し、2015年10月1日から施行する。
- 4 この細則は、2017年3月1日に第2条を改正し、2017年4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。